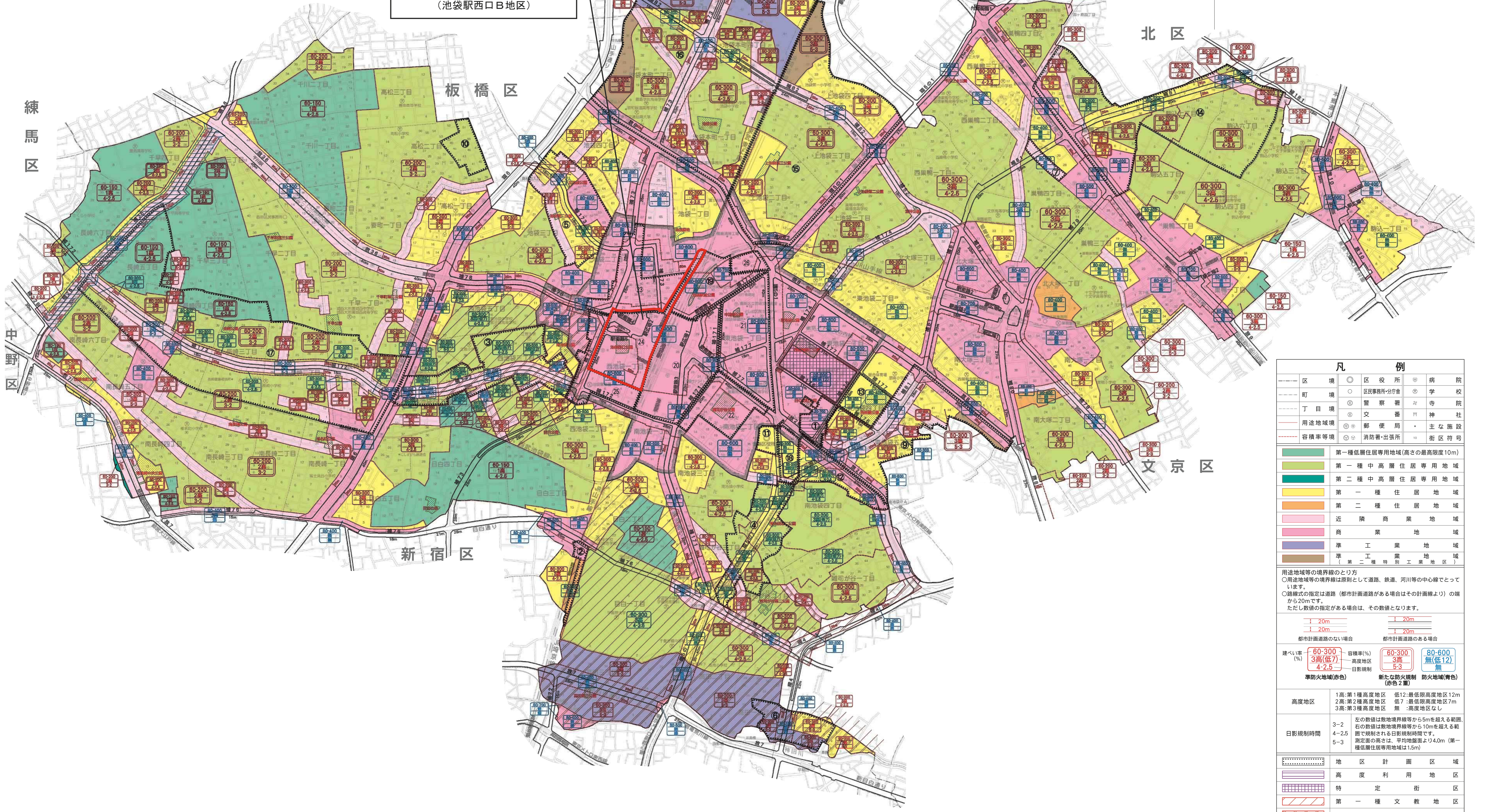
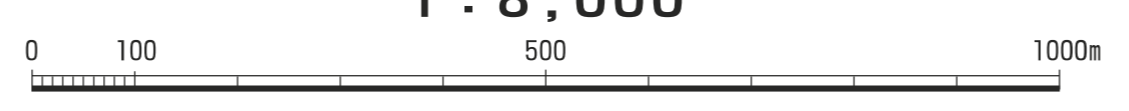


# 東京都市計画地区計画 総括図

東京都市計画地区計画  
(池袋駅西口B地区)



1 : 8,000



凡 例	
区境	区役所 病院
町境	区民事務所・庁舎 学校
丁目境	警察署 寺院
用途地域境	交番 神社
容積率等境	郵便局・主な施設 消防署・出張所 街区符号
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10m)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	準工業特別工業地域
用途地域等の境界線のとり方 ○用途地域等の境界線は原則として道路、鉄道、河川等の中心線ととります。 ○路線式の指定は道路(都市計画道路がある場合はその計画線より)の幅から20mです。 ただし数値の指定がある場合は、その数値となります。	
	20m
	20m
	20m
都市計画道路のない場合	都市計画道路のある場合
建ぺい率(%)	容積率(%)
準防火地域(赤色)	新たな防火規制 防火地域(青色)
高度地区	1高:第1種高度地区 低12:最低限高度地区12m 2高:第2種高度地区 低7:最低限高度地区7m 3高:第3種高度地区 無:高度地区なし
日影規制時間	左の数値は敷地境界線等から5mを超える範囲、右の数値は敷地境界線等から10mを超える範囲で規制される日影規制時間です。 測定値の高さは、平均地盤高より4.0m(第一種低層住居専用地域は1.5m)
	地区計画区域
	高度利用地区
	特定街路
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	駐車場整備地区 (概略の位置を示したものです)
	都市計画公園・緑地
	都市計画道路
	特定防災街区整備地区